

「特許翻訳 事始め - Patent Translation 101」

2021年10月23日

日本翻訳者協会 (JAT)

特許翻訳分科会 (JATPATENT) セミナー

弁理士/特許翻訳者 平林 千春

事前課題：

セミナーで取り上げる予定の内容です。訳出方法についてディスカッションをしようと思いますので、目を通しておいてください。

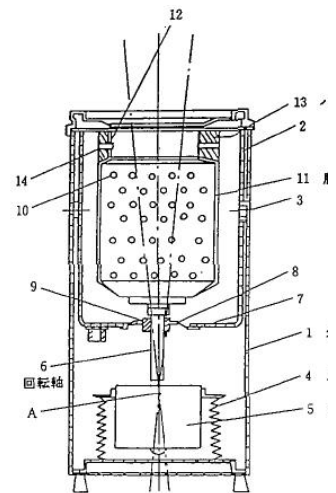
機械翻訳にかけてみても面白いと思います。

(余力があれば、ご自身で英訳にチャレンジしてみてください！)

問1： パリルートの米国出願用に英訳してください。

【請求項1】脱水かご(11、21、31、41)に首振りを防止するためのバランスリング(13、23、33、43)を取り付けた遠心脱水装置。

(「特許法概説」吉藤幸朔著より引用)



<参考情報(訳さなくてOKです)>

本願の課題：

「従来の遠心脱水機にあっては、脱水かごの中にぬれた衣類などを偏在させたまま起動した場合は、たとえ脱水かごが安定な平衡状態に作られていても、脱水かごの重心軸線とその回転軸の軸線とが一致しなくなるため、脱水かごが大きく首を振って円滑に起動できず、あらためてぬれた衣類などの位置を直してから再起動しなければならないという問題点があった。」

目的、解決手段：

「上記の問題点を解決するために、本発明は、回転バランスが良く、脱水かごへの取り付けが容易で、しかも鉛直軸のまわりに回転しようとする大きな慣性モーメントを生じさせるような部材を設けることとしている。そして、このような回転慣性モーメントにより脱水かごの首振り状態の原因となる遠心力のアンバランスに対抗させ、脱水かごが首を振らず、円滑な起動をすることができる。」

(「特許法概説」吉藤幸朔著より引用)

問 2 : US 国内移行用に英訳してください。

【請求項 1】

室内の空気温度、空気湿度および躯体輻射温度のうちの少なくとも一つを含む環境情報、または、上記室内の温冷感情報を検出する情報検出部(52, 53, 54, 100a)と、

上記環境情報または温冷感情報を用いて空調運転の設定温度および設定湿度の少なくとも一方を補正する設定情報補正部(100b)と、

制御装置(100)と

を備え、

上記制御装置(100)は、上記空調運転の設定変更がされていない状態が、所定時間継続したと判定された場合、記憶部(5)に上記環境情報または温冷感情報を記憶させることが可能になることを特徴とする空気調和機。

(特開 2020-56510 号公報より)

<参考情報>

読み物： 『[訳語の選択]「A,B および C の少なくとも一つ」をどう訳すか』

(講師ブログ： <https://hira-pat.com/wp/blog/patent/20191117at-least-one-of/>)

読み物： 『MPF について改めて考える』

(講師ブログ： Coming soon)

問3： 現地代理人送付用に拒絶理由通知書を英訳してください。

理由1（進歩性）について

（請求項1について）

引用文献1には、複数のピックアップ2（「複数の無線電力受信機」に相当）を充電することができる一次系供給装置1（同「無線電力送信機」）であって、複数の一次系巻線 $L_{p1}, L_{p2}, \dots, L_{pn}$ （同「複数のコイルセル」）と、メインパルス信号が印加されるハーフブリッジレグ10（同「メインハーフブリッジインバータ」）と、サブパルス信号が印加される複数のハーフブリッジレグ11- n （同「複数のサブハーフブリッジインバータ」）と、ハーフブリッジレグ10及び複数のハーフブリッジレグ11- n に印加されるパルス信号をコントロールし、ピックアップ2と通信を遂行する通信/コントロールユニットと、を含み、複数のハーフブリッジレグ11- n の各々は複数の一次系巻線 $L_{p1}, L_{p2}, \dots, L_{pn}$ の各々に連結され、サブパルス信号はメインパルス信号に対して位相制御することが可能であり、特に180度の位相角は最大の電圧に相当する、一次系供給装置1が記載されている。

（特表2017-511111の拒絶理由通知書より）

<参考情報（訳さなくてOKです）>

本願出願： 特表2017-511111（国際公開第2015/156628号）

引用文献1： 国際公開第2014/035260号

※「特表」は「公表公報」：

日本を指定した外国語による国際出願（＝「外国語特許出願」（特許法184条の4））の和訳文を掲載した公報。

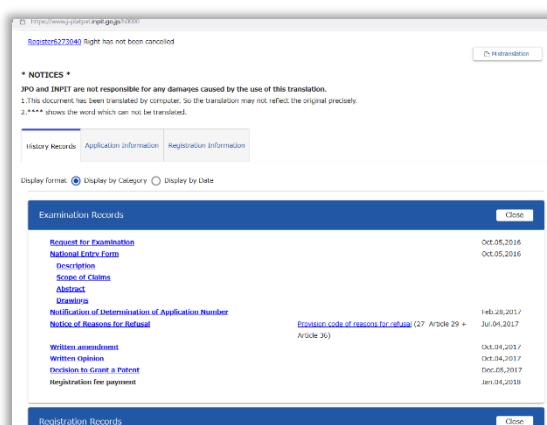
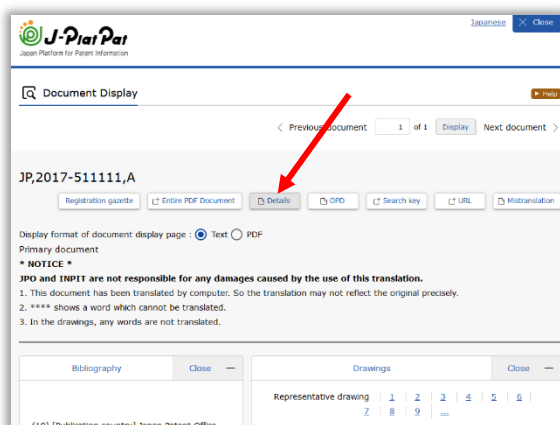
※**おまけ**「再公表（再表）」は「再公表特許」：

日本を自己指定した日本語の国際出願（＝「日本語特許出願」（特許法184条の6））の内容を掲載した公報。特許庁がサービスで発行しているが、2022年1月に廃止される予定。

※拒絶理由通知はJ-PlatPatで見ることができます。<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/p0000>

・「公報番号入力」→文献表示→「経過情報」ボタン→「拒絶理由通知書」リンク

・「English」に切り替えることで、機械翻訳バージョンを見ることができます。



問4： 引用文献を英訳してください。

特許請求の範囲

1

円筒内壁に断面U字状のトルク伝達用負荷ボール案内溝と、該溝よりもやや深いトルク伝達用無負荷ボール案内溝を軸方向に交互に形成し、その両端部に前記深溝と同一深さの円周方向溝を形成した外筒と、外筒内壁の軸方向に形成したトルク伝達用負荷ボール案内溝とトルク伝達用無負荷ボール案内溝に一致して薄肉部と厚肉部を形成し、さらに前記薄肉部と厚肉部との境界壁に形成した貫通孔と前記厚肉部に形成した無負荷ボール溝へボールがスムーズに移動可能な無限軌道溝を形成した保持器と、該保持器と前記外筒間に組み込まれたボールとによって形成される複数個の凹部間に一致すべく複数個の凸部を軸方向に形成したスプラインシャフトを、嵌挿組み立てて構成されることを特徴とする無限摺動用ボールスプライン軸受。

(特公昭 53-022208 より)

<参考情報 (訳さなくてOKです)>

公報番号：[特公昭 53-022208](#)

※「特公」は「公告公報」:

以前、「公告制度」(=審査で許可された特許出願の内容を「公告」して、特許付与前に異議申立の機会を与える制度。平成6年に廃止。)があったころに発行されていた公報。いまは発行されていない。

※「均等論」が日本の最高裁判決において判例上確立した事件で争われた特許。

(「[ボールスプライン軸受事件](#)」)。